

株式会社 フジドリームエアラインズ

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制に係わる 嚴重注意に対する分析結果および再発防止策について(報告)

2019年3月22日

平成31年3月8日付「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(嚴重注意)」(東空安第14号)にて指示がありました本事案の発生原因の分析結果及び必要な再発防止策について、本日東京航空局宛に報告させていただきました。

弊社といたしましては、今回の嚴重注意を厳粛に受けとめ、二度とこのような事態を発生させることがないよう、全社を挙げて、再発防止と安全体制の構築に取り組み、信頼回復に努めて参ります。

以上
